**平成２８年（フ）第７０号**
鹿児島県薩摩郡さつま町山崎2007、住民票上の住所鹿児島県薩摩郡さつま町広瀬5091番地３
債務者　内之倉雄三
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２８年（フ）第６８号**
宮城県栗原市瀬峰荒町106番地、従前の住所宮城県石巻市南中里２丁目１番６号
債務者　高橋亜希子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２８年（フ）第１８９号**
兵庫県川西市多田桜木２丁目１番11―302号
債務者　㐂村　惠子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２８年（フ）第１９１号**
兵庫県伊丹市寺本東１丁目３番12号
債務者　小倉　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２８年（フ）第３２９号**
熊本市中央区保田窪１丁目１番77号　水前寺北スカイマンション413、前住所熊本市中央区渡鹿６丁目６番45号
債務者　福島　義和
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第８５号**
福島県郡山市並木５丁目７番地の17　セジュールいわた103号
債務者　鈴木　直美
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２８年（フ）第４５号**
兵庫県たつの市揖西町中垣内甲1235番地１、営業所の所在地兵庫県たつの市龍野町堂本62―24
債務者　コノミ洋装店こと　松本　克已
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで　神戸地方裁判所龍野支部

**平成２８年（フ）第４６号**
兵庫県たつの市揖西町中垣内甲1235番地１
債務者　松本　朝子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで　神戸地方裁判所龍野支部

**平成２８年（フ）第５４号**
佐賀県唐津市菜畑3405番地２
債務者　藤田　美幸（旧姓小島・熊本・岩下）
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２８年（フ）第６６号**
佐賀県唐津市和多田大土井２番53号
債務者　井手　英二
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２８年（フ）第１０２号**
広島県福山市松永町491番地19　コーポ美成利２―201
債務者　大田　美紀
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２８年（フ）第１８５号**
佐賀県鳥栖市村田町355番地３　大島アパート102、前住所佐賀県鳥栖市江島町3189番地31
債務者　江崎　豊志
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１８６号**
佐賀県鳥栖市村田町355番地３　大島アパート102、前住所佐賀県鳥栖市江島町3189番地31
債務者　江崎千加子（旧姓沖田）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１９７号**
佐賀県小城市小城町廿地213番地１　レオネクスト廿地104号
債務者　水野　智章
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２０５号**
佐賀市光２丁目８番1141号　県営城西団地
債務者　スナック嵯峨こと　江上　敏子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１０号**
青森県弘前市大字百沢字東岩木山873番地２
債務者　岩井　文明
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで　青森地方裁判所弘前支部

**平成２８年（フ）第１４２号**
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3100番地　シーアイ三浦海岸１―504
債務者　宿屋　篤逸
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで　横浜地方裁判所横須賀支部